

# 鳥取県耐震改修促進計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和8年3月23日  
住宅政策課

地震による建築物等の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守ることを目的に、住宅・建築物の耐震化の目標と関連施策を定める「鳥取県耐震改修促進計画」の改定案についてのパブリックコメント及び県政参画電子アンケートの実施結果を報告します。

## 1 パブリックコメント及び県政参画電子アンケートの実施結果

### (1) パブリックコメント

- ①実施期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで（32日間）
- ②意見総数 2件（1名）
- ③主な意見と対応方針
  - ・耐震改修促進計画の改定案について反対の意見はなかった。

意見の概要	対応方針
耐震化に取り組みやすい環境整備として、低コスト耐震改修工法の普及啓発に積極的に取り組んでほしい。	平成27年度から実施している事業者向けの低コスト耐震改修工法の技術講習会や、令和6年度に作成した事例集等を活用し、低コスト耐震改修工法の改修事例、効果、概算費用などについて更なる普及啓発に取り組んでいく。
木造住宅耐震改修設計及び改修工事の補助率を10/10の定額補助とし、限度額までの工事であれば自己負担なしとする。 高齢者等、費用面で踏み出せない人も耐震化を考えるきっかけになる。市町村と連携をして是非取り組んでほしい。	市町村が耐震対策（耐震改修、居室単位改修、耐震シェルター、耐震ベッド）を促進する区域を設定し、補助率を嵩上げ支援する場合に、県も協調して10/10の定額補助とする制度を創設する予定。 防災イベントでの耐震ベッドの実物展示、市町村及び建築・福祉関係団体等と連携した自治会向け説明会、戸別訪問等により、パンフレット等の啓発ツールを活用しながら、高齢者等に耐震対策の重要性や補助制度を周知していく。

### (2) 県政参画電子アンケート

- ①実施期間 令和7年12月26日（金）から令和8年1月13日（火）まで（19日間）
- ②回答数 451名
- ③主な意見と対応方針

設問	意見の概要	対応方針
住宅の耐震化に取り組む上で、課題と感じている点がありますか。	高齢のため、今後何十年も自分の住宅に住むわけではなく、地震被害に遭う確率が若者より少ないことから、耐震化は必要ないと感じている。 耐震診断を受けたが結果まで時間がかかりすぎる。更に助成金を使おうとすると予算が終了なので来年度と言われた。早くなんとかしたいのに進まない。	令和6年能登半島地震では、高齢化の進む地域で住宅の倒壊被害が大きかったことや、本年1月に発生した島根県東部を震源とする地震でも鳥取県内に被害が生じたところであり、今後も、いつどこで地震が起こるか分からないことから、戸別訪問等の機会を活用し、住宅耐震化の必要性等について普及啓発を行っていく。 市町村と連携し、耐震診断と設計を一体的に実現できる手続きの制度見直しなど、住宅所有者が取り組みやすい環境整備を進めてきている。 引き続き、市町村と連携して、利用しやすい補助制度となるよう努めていく。
シェルター等のような耐震対策についてどう思いますか。	興味はあるが耐震対策に対して優先してお金を使えない。	経済的な理由等で耐震化が困難な住宅においても耐震対策を実施できるよう、市町村と連携して支援を更に拡充していく。
耐震化の手法についてどう思いますか。	自分の住居にとってどの方法がふさわしいのか、またどの方法だと身の安全が守られるのかがわからないため、一般的な話だけではなかなか決定しづらい。	令和6年度に市町村や関係団体と連携して支援する制度（耐震ケースマネジメント）を創設し、戸別訪問等で耐震対策に興味を持たれた住宅所有者に対して、個々の事情に応じた耐震対策等の具体的な対応策についてフォローアップを実施しており、引き続き、最良の選択肢を提案していきたい。
住宅の耐震化等について、専門家を自宅に派遣してもらい、無料相談できる制度についてどう思いますか。	やりたい時に気軽に相談できる制度が望ましい。	耐震化の相談や専門家派遣の受付等を行う窓口を県と市町村に開設し、住宅所有者等が安心して耐震化に取り組める環境を整えており、今後も相談者に寄り添った対応に努めていきたい。

## 2 今後の予定

3月下旬 鳥取県耐震改修促進計画（第4期計画）の改定・公表

【参考】鳥取県耐震改修促進計画（第4期）改定案の概要

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度末まで（5年間）

(2) 住宅・建築物の耐震化等の数値目標

① 住宅：令和12年度の耐震対策率92%、令和17年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消(97%～)

② 建築物（要緊急安全確認大規模建築物<sup>(※)</sup>）：令和12年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

※不特定多数の者が利用する3階以上かつ床面積5,000㎡以上の建築物等。

<住宅・建築物の目標>

区分	鳥取県の現状値 (R7年度末推計)	県計画の目標		(参考) 国の目標
		R12年度末	R17年度末	
住宅	約87%	92%	概ね解消	概ね解消(R17)
建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)	約81%	概ね解消	—	概ね解消(R12)

(3) 目標達成に向けて重点的に取り組む施策

① 住宅所有者への直接的な働きかけ（プッシュ型意識啓発の推進）

- ・木造住宅が密集するエリア等、地域の実情に応じて耐震化を促進する区域を市町村が設定し、戸別訪問や説明会等の普及啓発を促進。
- ・固定資産税の通知書発行時に耐震補助制度の案内を同封する等、住宅所有者へ直接に情報を提供。

② 命を守る耐震対策の促進（命を守る耐震対策の推進・普及啓発）

- ・耐震シェルター等を設置した住宅の見学会や防災イベント等を活用した普及啓発。
- ・地域包括支援センター等と連携した高齢者等への働きかけの実施。

③ 耐震化等に取り組みやすい環境整備（民間事業者や他分野と連携した支援体制の整備等）

- ・建築関係団体と連携し、専門家派遣や技術者育成等の支援体制を構築。
- ・耐震診断から耐震改修までの一体的な実施が出来るよう補助金申請手続きの簡素化等を図るとともに、リフォーム等の機会をとらえた耐震化を促進。

## 1 計画の概要

### (1) 目的

○建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守る。

### (2) 位置付け

○耐震改修促進法第5条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

### (3) 計画期間

○令和8年度から令和12年度(5年間)



## 2 建築物の耐震化に関する目標等

### (1) 耐震化の現状・数値目標

#### ① 住宅

○令和7年度末の耐震化率<sup>(※1)</sup>は、87%程度となる見込み。

○県が独自に取り組む命を守る耐震対策<sup>(※2)</sup>を適正に評価するため、耐震化(耐震改修)と減災化(命を守る対策)を組み合わせた「耐震対策率」として新たに設定。

○令和12年度の耐震対策率92%、令和17年度に耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

※1 総務省住宅・土地統計調査の結果を基に国の推計手法により算出。

※2 段階的改修、居室単位改修、耐震シェルター・耐震ベッドの設置をいう。

実績値(R2末)	現状値(R7末推計)	目標値(R12末)	目指す姿(R17末)	【参考】国目標(R17末)
85% (186千戸/220千戸)	87% (193千戸/221千戸)	92% (204千戸/222千戸)	概ね解消	概ね解消

#### ② 建築物

○令和7年度末の要緊急安全確認大規模建築物<sup>(※3)</sup>の耐震化率は、81%となる見込み。

○令和12年度に耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とする。

※3 多数の者が利用する3階かつ床面積5,000㎡以上の建築物等をいう。(県内対象建築物数：21施設)。

防災拠点等で地方公共団体が指定する「要安全確認計画記載建築物」は、令和7年度末で耐震化が完了したため、新たな目標値の設定は行わない。

実績値(R2末)	現状値(R7末推計)	目標値(R12末)	【参考】国目標(R12末)
62% (13/21施設)	81% (17/21施設)	概ね解消	概ね解消

### (2) 対策目標

○以下の3つの方針で取組みを強化。

対策の方針	強化が必要な取組み
方針1 住宅所有者への直接的な働きかけ	○耐震化に係る直接的な啓発活動の更なる推進 ○住宅所有者へのフォローアップの強化
方針2 命を守る耐震対策の促進	○命を守る耐震対策支援の充実化 ○高齢者等への普及啓発
方針3 耐震化等に取り組みややすい環境整備	○市町村及び民間事業者・団体との連携強化 ○耐震化等を後押しするきっかけづくり

## 3 耐震化の基本方針等

### (1) 基本方針

○所有者等が耐震化に取組み(自助)、地域で助け合う取組み(共助)に対して、耐震化の費用負担軽減・技術支援、施設整備などの施策(公助)に取り組む。

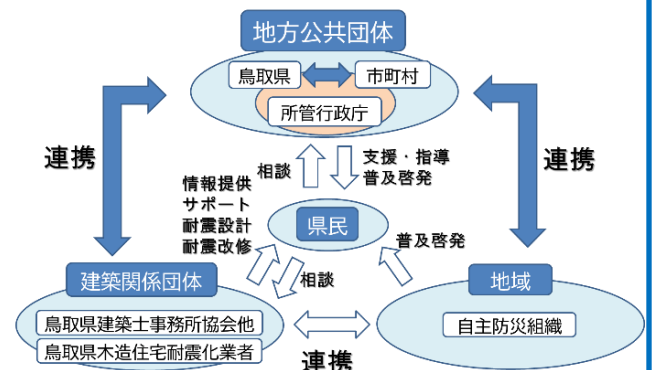
### (2) 役割分担

○県、市町村、県民及び建築関係団体は、役割を分担<sup>(※)</sup>して効果率的に取り組むことで、住宅・建築物の耐震化を促進する。

<※役割分担の概要>

- 県 民：自発的かつ積極的に耐震化に努める。
- 地方公共団体：耐震化の実施の阻害要因となっている課題の解決。
- 地 域：住民への防災知識の普及啓発等を実施。
- 建築関係団体：耐震化の促進を技術的な側面からサポート。

役割分担、連携のイメージ

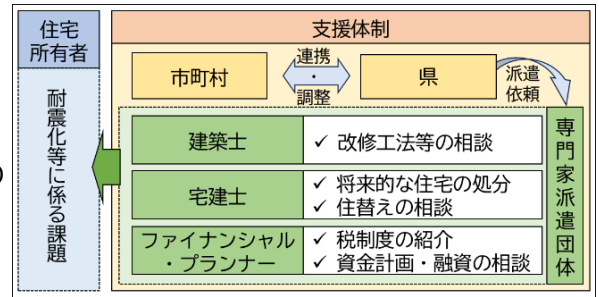


## 4 耐震化目標達成に向けて重点的に取り組む施策

### 方針1 住宅所有者への直接的な働きかけ

#### (1) プッシュ型意識啓発の推進(プッシュ型意識啓発:戸別訪問、説明会、DM配布など、住宅所有者に情報が確かに伝わる働きかけ)

- 「耐震ケースマネジメント」によるフォローアップ
  - ・ 戸別訪問等により耐震化に進めない住宅所有者の課題を把握。
  - ・ 建築士等の専門家派遣による相談等のフォローアップの実施。
- 地域の実情に応じた耐震化を促進する区域の設定
  - ・ 木造住宅が密集するエリア等、特に住宅の耐震化を図る必要のある区域について、耐震化重点区域を設定。
  - ・ 行政及び建築技術者による戸別訪問や説明会等の実施を促進。
- 全ての住宅所有者へ直接に情報を提供
  - ・ 固定資産税の通知書発行時に耐震補助制度の案内を同封。



耐震ケースマネジメントの実施イメージ

### 方針2 命を守る耐震対策の促進

#### (2) 命を守る耐震対策の支援・普及啓発

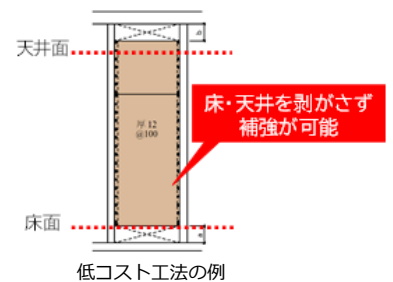
- 命を守る耐震対策を支援
  - ・ 居室単位改修や耐震シェルター・耐震ベッド設置等の命を守る耐震対策を支援。
- 高齢者、障がい者等の即時避難が困難な方に対する支援の強化
  - ・ 戸別訪問や防災イベント等を通じた働きかけの実施。
  - ・ 地方公共団体等の公的機関で一定の評価を受けた耐震シェルター及び耐震ベッドの情報提供を行う。
  - ・ 耐震シェルター等を設置した住宅の見学会等を活用した普及啓発。

区分	居室単位改修	耐震シェルター	耐震ベッド
イメージ	<p>住宅全体の構造バランスを確認 ↓ 必要に応じて部分的に補強</p> <p>特定の部屋を補強</p>		

### 方針3 耐震化等に取り組みやすい環境整備

#### (3) 低コスト耐震改修工法の普及

- 技術者の育成
  - ・ 低コスト工法耐震診断ソフトによる安価な改修案の作成等に係る講習会を継続的に開催。
  - ・ 鳥取県が認定した低コスト工法の実技講習を実施。



#### (4) 民間事業者や他分野と連携した支援体制の整備

- 民間事業者と連携した支援
  - ・ 建築関係団体等と連携し、技術的な相談に対応する窓口の開設、専門家派遣、技術者育成等の支援体制を構築。
- 他分野の施策との連携
  - ・ 健康省エネ改修(Re-NE-ST)に取り組む事業者と連携し、断熱改修等と併せて耐震改修を促進。
  - ・ 不動産業者等が中古住宅を買取再販する際の耐震改修を支援。
  - ・ 地域包括支援センター等を通じて高齢者等へ直接的な働きかけを実施。

#### (5) 耐震化等を後押しするきっかけづくり

- 住宅のリフォーム等に伴う耐震化の推進
  - ・ 診断から耐震改修までの一括実施を柔軟に支援し、手続きを簡素化・迅速化。
  - ・ 耐震性が不足する住宅の建替えや除却の支援により住替えを促進。
- 耐震化のきっかけとなるPRの促進
  - ・ 民間事業者による耐震化に係る広報を支援。
  - ・ 県内の耐震改修事例や改修費用の実績一覧を紹介する事例集を活用。
  - ・ 耐震化の普及に協力する事業者の登録・公表。
- 要緊急安全確認大規模建築物の所有者への継続的な働きかけ
  - ・ 市町村と連携し、大規模な改修やバリアフリー改修等の機会を捉えた耐震化を促す。



(左:耐震改修事例集・右:PRのぼり旗)